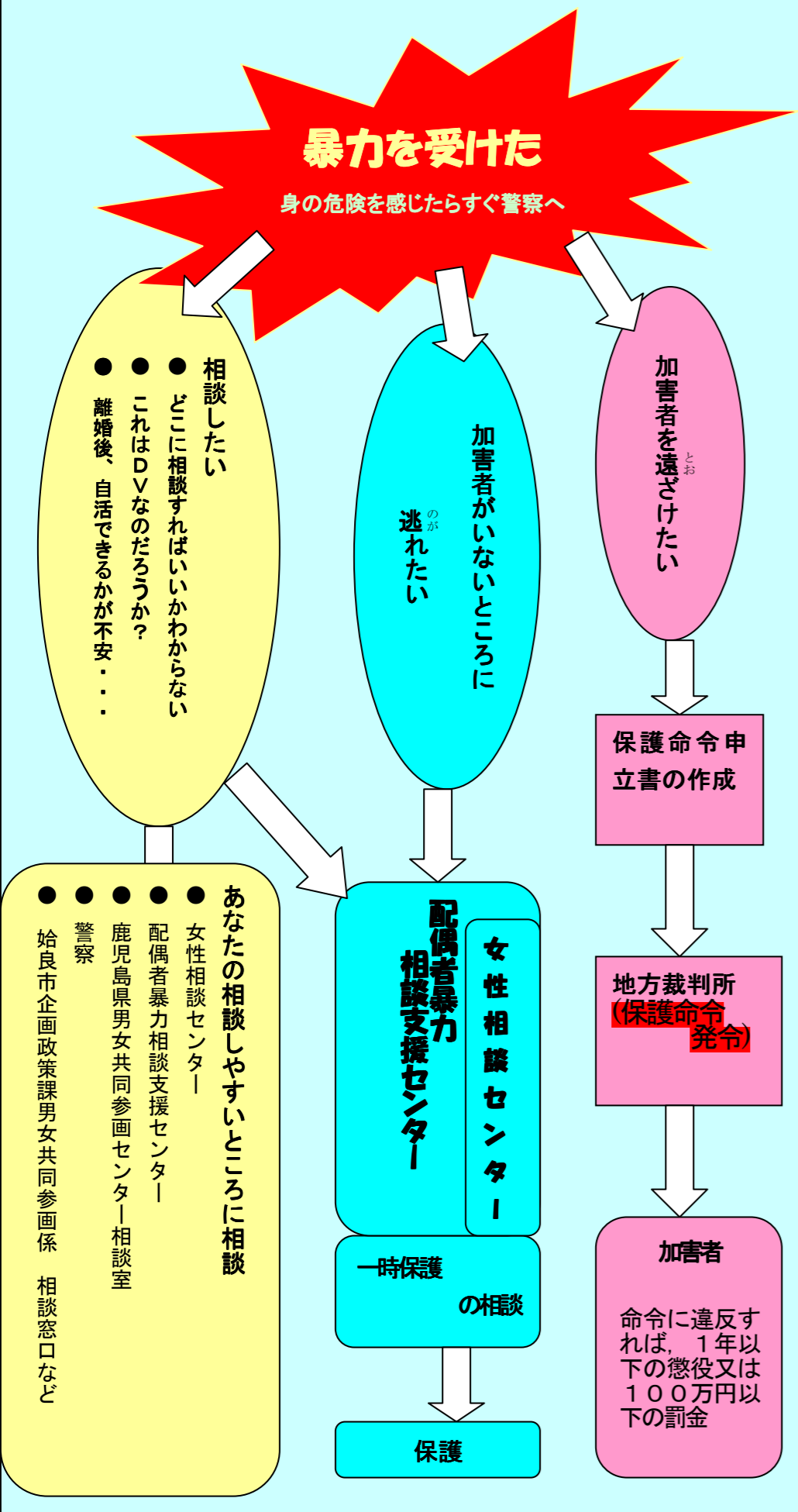


支援の流れ



相談機関の御紹介

～ひとりで悩まないで勇気を出して相談してみませんか～

相談窓口	電話番号	相談開設日・時間
鹿児島県 男女共同参画 センター (県民交流 センター内)	相談室 専用電話 099-221-6630/ 6631	◎ 一般相談 ○ 電話相談 ○ 面接相談 事前に電話で予約 (受付時間) 9:00～17:00(水～日曜日) 9:00～20:00 (火曜日と休館日翌日)
		◎ 専門相談 (一般相談後に要予約) ○ 法律相談 (第1.3火曜日) ○ メンタルヘルス相談 (第3木曜日) ○ 男性のための心理相談 (第2土曜日)
鹿児島県女性相 談センター(配 偶者暴力相談支 援センター)	099-222-1467	電話相談 月～金 8:30-17:00 木曜日 8:30-20:00 日曜日 9:00-17:00
いのちの電話	099-250-7000	事務局電話は 099-250-1890
女性の人権ホッ トライン(鹿児島 地方法務局)	099-259-7855	月～金 8:30-17:00
鹿児島県 警察本部	代表 099-206-0110	代表電話から DV やストーリー 相談につながります。女性対応
加治木警察署 警務課 相談係	62-0110	月～金 8:30～17:00
始良市 企画政策課 男女共同参画係	始良 66-3111 加治木 62-2111 (専用電話 62-2230) 蒲生 52-1211	始良市役所 (毎週水曜日) 加治木総合支所 (毎週火曜日) 蒲生総合支所 (毎週木曜日) いずれも 9:00～16:00

連絡先 始良市企画政策課男女共同参画係
Tel 0995-66-3111
〒899-5294 鹿児島県始良市宮島町 25 番地
平成 22 年 3 月

DV は犯罪です。

(ドメスティック・バイオレンス)

DV 防止のために

DV は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。
たとえ家庭内の問題であってもその行為は許されません。



ドメスティック・バイオレンス (DV) とは配偶者
や恋人からの暴力のことで、事実婚や、離婚後
も引き続き受ける暴力も含まれます。

DVとは

配偶者や恋人からの暴力のことで、事実婚や、離婚後も引き続き受ける暴力も含まれます。その暴力は

- ① 身体的暴力（殴る・蹴る・ものを投げる・刃物を突きつける・引きずり回す 殴るふりをする など）
- ② 精神的暴力（大声でどなる・おどす・無視する・電話や手紙をチェックするなど社会的に隔離する・服従させる など）
- ③ 性的暴力（性行為を強要する・避妊に協力しない・無理にポルノビデオを見せる など）
- ④ 経済的暴力（生活費を渡さない・働かない・仕事をさせない など） に4つに大別されます。

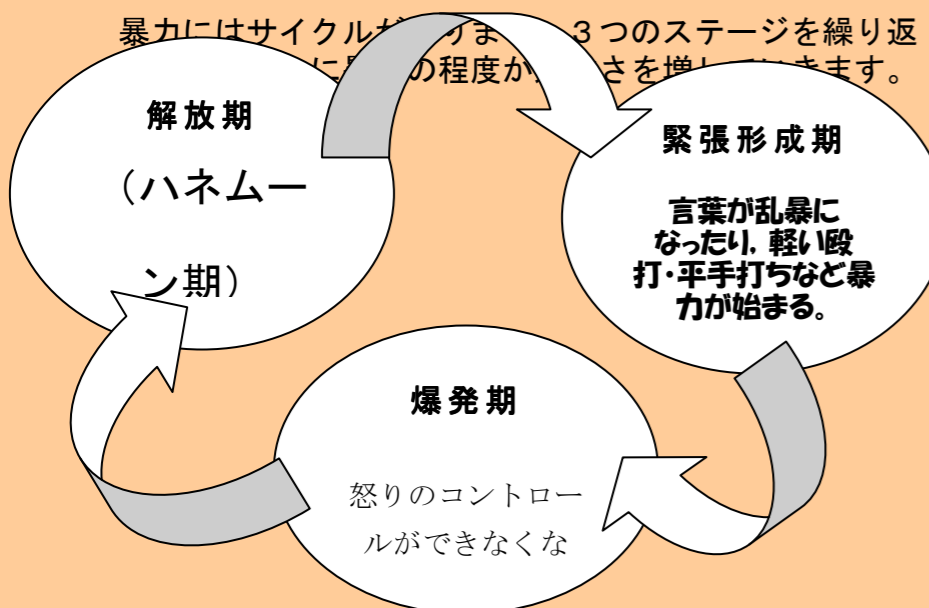
DVはなぜ起こる？

DVが起こる背景には「女性は男性に従うもの」という女性に対する優位意識や所有意識、「男は仕事/女は家事・育児」といった性別役割分業意識があるとされています。

また男性に比べ女性の経済的格差があることや、夫婦間の暴力は容認するような社会的風潮があることも DV 問題の解決を困難にしています。このように DV は個人だけの問題ではなく社会全体の構造的な問題であり、その防止のために私たち一人ひとりが DV に対する正しい認識を持つことが求められています。

DVは繰り返されます。

いつそれを断ち切りますか？



DVによる影響

DVは重大な人権侵害であり犯罪です。決して許される行為ではありません。しかしその社会的認識は高いとは言えず、被害者が後を絶たず、女性にも子どもにも深刻な傷を負わせています。

女性への影響

- ① 精神的症状として、不眠・うつ・抑圧的・神経過敏・自信喪失・判断力の低下・孤独感・フラッシュバック・失感情症・パニック症状・対人恐怖症・自殺願望などが現れます。
- ② 身体症状にも不眠・体がだるい・胃腸障害・頭痛・冷汗・生理不順・喉の渇き・悪寒・食欲不振・過食・拒食・性的機能障害などが現れます。
- ③ 特に深刻なのは、うつ（心と体が疲れ果てている状態で、誰でも治る可能性はありますが、意欲がなくなり、自信喪失になります。）・PTSD（暴力から逃れても暴力を受けたことが心の傷になる・心的外傷後ストレス障害）・恐怖感・無力感等があります。

子どもへの影響

- ① 子どもも、母親と同様に父親からの直接的な被害にあったり、夫からの暴力で行き場をなくした母親による虐待もあります。
- ② 父親から母親への暴力を見続けることによる心身の発達の影響や、暴力を受けた母親の情緒不安定の影響を受けます。
- ③ 男女の関係や人との関わり方をその家族から学ぶ子どもにとって、すり込まれた規範が自己形成に大きな影響を与えます。
- ④ 貧困などにより成長発達が保障されにくいこともあります。

被害からの回復とその援助

もしあなたがDVを受けたら

- ① DV についての情報や、相談できる相手を探しましょう。近くの友人の協力で救われた人も少なくありません。特に子どものいる人は思い切って現状をうちあけてみましょう。
- ② 警察や、婦人相談所・相談を受けている機関などの相談室へ行きましょう。電話番号のメモなど持っているといいでしょう。
- ③ 自分をサポートしてくれる人に理解・協力を求めましょう。
- ④ シェルターなどに逃げましょう。

あなたが家を出る・逃げる場合

- ① まず相談しましょう。誰かに相談してみるとさまざまな情報が得られます。
- ② 病院で診察を受けましょう。けがはもちろん、DV の精神的ショックについても診断書を書いてもらえます。
- ③ 持ち出すものをかねてから用意しておきましょう。

現金・健康保険証・通帳・カード・印鑑・運転免許証、メガネ・常用の薬・簡単な着替え・子どもに必要なもの・携帯電話など

逃げずに家にとどまる場合

- ① 相談員と定期的に連絡をとり、相談機関等の電話番号を覚え、いつでも連絡できるようにしておきましょう
- ② 交通費などの現金を用意し、とっさのときにすぐ家を出られるよう荷物を1つにし準備をしておきましょう。
- ③ 信頼できる人に日頃から状況と、緊急の場合の対応を伝えておきましょう。また、状況がわかる子どもにもあらかじめ伝えておきましょう。
- ④ 家を出たらどこへ行くかなどをイメージしておきましょう。

サポートしている人や相談員は二次被害を起こさない

DV がなぜ起こっているかその社会的問題を理解しましょう。

改正「DV防止法」とは

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が平成16年12月に改正・施行されました。

- ① 配偶者からの暴力には、男性・女性を問わず、事実婚や、離婚後も引き続き暴力を受ける場合も含まれます。
- ② 配偶者からの暴力は身体的暴力だけでなく精神的・性的暴力も含まれます。なお、保護命令の規定等は身体的暴力のみが対象です。
- ③ 保護命令（接近禁止命令・退去命令）の対象者に子どもや元妻も含まれます。加害者の退去命令期間を2週間から2か月に拡大し、再度の退去命令の申立ても可能になりました。
- ④ DVを発見した場合、誰でも配偶者暴力支援センターか警察に通報するように努力規定されました。また医療関係者の通報は守秘義務違反にあたりません。
- ⑤ 県に基本計画の策定が規定され、市町村にも支援センターを設けることができるようになりました。
- ⑥ 配偶者暴力相談支援センターには二次被害に注意することや、就業支援も求めています。教育委員会や学校には転校先や住所など個人情報の適切な管理を要請し、自治体には住民基本台帳の閲覧制限や、就業の促進、住宅の確保、健康保険・国民年金の扱いの配慮も求めています。

暴力のない社会・暴力を許さない社会のために

人間としての個々人の自立が図れ、自己表現できる成人になるような教育をしていきましょう。そして、夫婦や家族でも人権を尊重した平等な関係をつくりましょう。